

# 岐阜県立揖斐特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定  
平成 30 年 2 月改定  
令和 2 年 4 月一部改定  
令和 3 年 7 月一部改定  
令和 5 年 7 月一部改定

## 「学校いじめ防止基本方針」策定の根拠

### 【いじめ防止対策推進法（法律第 71 号）】

#### 法：第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

#### 法：第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として、家庭や関係機関との連携を図りながら、いじめの防止等に努める。

### (3) いじめの態様

いじめの内容	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	
仲間はずれ、集団による無視をされる	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	
金品をたかられる	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	等

### (4) 学校姿勢

いじめは、「絶対に許されない」、「どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。「いじめをしない！させない！許さない！」という意識を集団全体に育み、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、学校及び教職員は、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

そのため、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明し、保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている児童生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

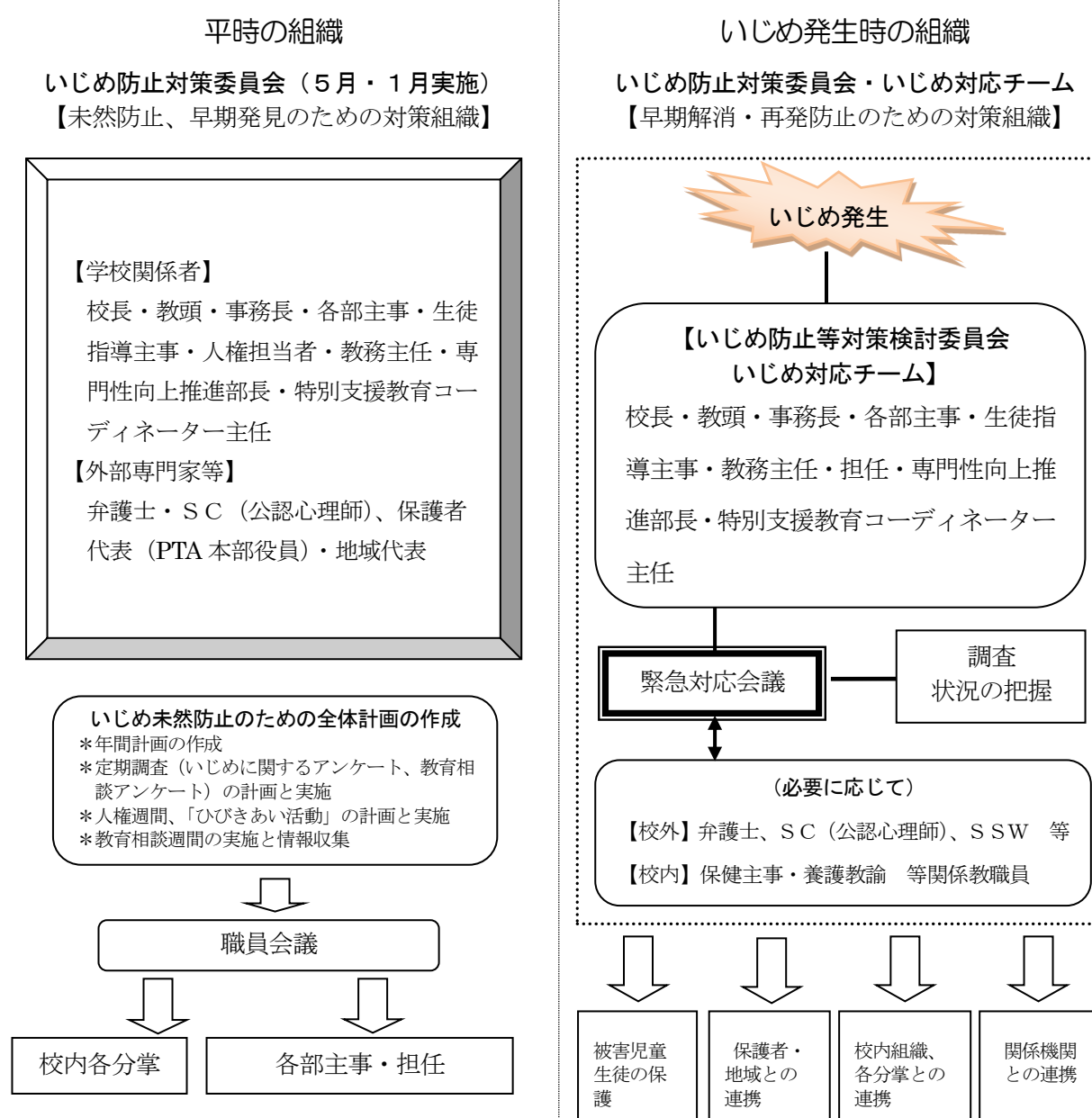
また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況の評価を行うとともに取組の改善を図っていく。

## 2 いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策

### (1) いじめ防止等対策のための組織構成員、外部専門家の参画

法：第二十二條

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



## (2) いじめの未然防止及び早期発見のための学校及び各分掌の取組

### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識の向上を図る。(ひびきあい活動等)
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・互いの人格を尊重し合える態度を育成する。(学校生活全般、全校集会等)
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに励む。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る教職員研修等を開催する。
- ・各学部・学年会で児童生徒の情報共有の時間を設ける。
- ・学校評価に関わる保護者アンケート(9月)の分析をする。
- ・小学部・中学部・高等部で地域の学校との交流を行い、互いに認め合える活動づくりを実践する。

### 【生活支援部】

- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめについてのアンケート」(生活実態調査や迷惑調査等)や「いじめに関するアンケート(保護者用)」を実施し状況を把握する。  
◇県教育委員会のいじめ調査に合わせて年3回実施(5月、11月、1月)
- ・定期的なスクールカウンセラーの活用を取り入れながら教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう教職員研修を実施する。
- ・専門性向上推進部との連携を取りながら、外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚や自己有用感、自己肯定感を高められるようにする。

### 【専門性向上推進部】

- ・情報モラルに関する指導や研修を児童生徒及び教職員に定期的に実施する。
- ・地域の学校や諸機関との連携を図る。

### 【キャリア支援部】

- ・進路目標の早期指導により、高校三年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・現場実習により社会における規律をの習得を図る。

### 【健康安全部】

- ・保健室利用状況の確認をし、担任との連携を図る。

### 【渉外・広報部】

- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

### (3) 学校いじめ防止プログラム

月	会議・行事・取組等	目的及び内容	未然防止 早期発見
4	入学式・始業式	いじめに関する学校体制及び方針等の保護者説明	未
	全校集会（対面式）	学校行事を通じた交流及び人間関係づくり	未
	高等部新入生オリエンテーション	主体的に判断し行動しようとする態度の育成	未
	個別懇談・授業参観	保護者連携と児童生徒に関する情報収集	未 早
5	教育相談週間 第1回いじめ調査の実施	教育相談アンケート①、いじめに関するアンケート① 個人面談による情報収集	未 早
	スクールカウンセラーによる対応（年間）	いじめの未然防止及び早期発見、早期対応	未 早
	運動会	学校行事を通じた人間関係づくり	未
6	高等部 校内作業実習・現場実習	進路実現に向けた取組 社会における望ましい態度の育成	未
	谷汲小学校・谷汲中学校との交流	交流及び共同学習による社会性や豊かな人間性の育成	未
	学校運営協議会①	関係諸機関との連携 学校評価	未
	保護者対象教育に関するアンケートの実施	学校評価	未 早
	第1回いじめ防止等対策検討委員会	基本方針の策定及び学校体制の確立 情報共有	未
	人権教育推進委員会	人権教育に関わる学校体制の確立	未
7	個別懇談・授業参観	保護者連携と児童生徒に関する情報収集	未 早
	情報モラル研修会	情報モラルに関わるいじめの未然防止	未
	池田高校との交流（年間3回）	交流及び共同学習による社会性や豊かな人間性の育成	未
	MSリーダーズ交通安全運動	地域貢献活動	
	夏季休業		
8	教職員人権研修会	職員の人権意識の向上	未
9	教育相談週間	教育相談アンケート②、個人面談による対応及び情報収集	未 早
	MSリーダーズ交通安全運動	地域貢献活動	
10	高等部 校内作業実習・現場実習	進路実現に向けた取組 社会における望ましい態度の育成	未
	MSリーダーズ清掃活動	地域貢献を通し奉仕の気持ちや態度を養う	未
	谷汲小学校・谷汲中学校との交流	交流及び共同学習による社会性や豊かな人間性の育成	未
	学校運営協議会②	関係諸機関との連携 学校評価	未
11	第2回いじめ調査・保護者アンケートの実施	いじめに関するアンケート②、児童生徒の実態把握	未 早
	学習発表会	学校行事を通じた人間づくり	未
	MSリーダーズ清掃活動	地域貢献を通し奉仕の気持ちや態度を養う	未
	谷汲小学校との交流	交流及び共同学習による社会性や豊かな人間性の育成	未
12	ひびきあい活動	学校行事を通じた交流及び望ましい人間関係づくり	未
	第2回いじめ防止等対策検討委員会	学校の実態に関わる情報共有及び今年度のまとめ	未
	MSリーダーズ交通安全運動	地域貢献活動	
	冬季休業		
1	教育相談週間	教育相談アンケート③、個人面談による情報収集	未 早
	学校運営協議会③	関係諸機関との連携 学校評価	未
	第3回いじめ調査の実施	実態把握及び報告	早
2	人権教育推進委員会	人権教育に関する今年度のまとめ	未
	個別懇談・授業参観	保護者連携と児童生徒に関する情報収集	未 早
3	個別懇談・授業参観	保護者連携と児童生徒に関する情報収集	未 早
	全校集会（卒業を祝う会）	学校行事を通じた交流及び人間関係づくり	未
	卒業式 修了式	学校行事を通じた人間関係づくり	未

※ 心のアンケートの実施（5月、6月、9月、10月、11月、1月、2月）

### 3 いじめ問題発生時の対処

#### 法：第二十三条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を該当学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対応するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### (1) 発生したいじめへの対応

教職員は速やかに、「いじめ防止等対策検討委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

#### 【いじめの情報や訴えがあったときのポイント】

即座に「いじめ未然防止・対策委員会」を開催する。



#### 事実確認・情報収集（担任・学年主任等が共同で行う）

- ・収集の段階から、「迅速」「組織的」に対応する。
- ・保護者との連携・相談を密にし、「誠実」に対応する。
- ・指導と援助を「組織的」に行う。（該当児童生徒への言葉掛け・巡視等）

いじめ問題に関する学校の取組の主な流れ及びいじめ対応フロー図は p. 10、p. 11 のとおりとする。

## 早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒・加害児童生徒・周囲にいた児童生徒から事情の聴き取り *被害児童生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害児童生徒からの聴き取りでは、児童生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、児童生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する児童生徒からそれぞれ別室で聴き取る *児童生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や幼稚園、小学校、中学校、小学部、中学部での状況を、出身学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での「いじめ防止等対策検討委員会」の開催 *情報集約 *被害児童生徒・保護者への対応・支援、加害児童生徒・保護者への指導・支援 *他の児童生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒への指導・支援、他の児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携についての協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 <span style="float: right;">Tel058-272-1111 (内線 8639)</span> <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
児童生徒への対応	被害児童生徒	加害児童生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、児童生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害児童生徒の保護者	加害児童生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける *加害児童生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害児童生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害児童生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

## (2) いじめの解消の定義及び対応

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止等対策検討委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止等対策検討委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 4 重大事態への対応

### 法：第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の指定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) 重大事態とは

以下の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（30日以上）又は、一定期間連続して欠席している場合

- 児童生徒や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申立てがあったとき  
\* (重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる)

## (2) 対応

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (3) 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消を図るとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

### ① 調査のための組織の設置

「いじめ対応チーム」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導の下、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者を含む委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保した上で事実関係の調査を行う。

### ② 調査の実施

- いつ (いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか など

\* 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

### ③ 調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

イ 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導係  
地域担当生徒指導主事



## 5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う（必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。）。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も保護者に紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホ等、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 児童生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

## 6 情報等の取扱い

### (1) 個人調査データの管理について

- ・各アンケート・調査、面談記録等は、高等部卒業後5年間保存する。特に記名されたものは、実物を保存する。
- ・各アンケートや調書の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は高等部卒業後5年間保存する。

# いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

岐阜県立揖斐特別支援学校

## いじめ防止等対策検討委員会 の設置と学校としての取組の策定

### 年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

### いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

### 管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人ではない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

### 関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教職員で対応し、個別で話を聞く。
- 共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

### いじめ防止等対策検討委員会 において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

### 他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

### 関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

### いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教職員で行う。

### いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教職員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止等対策検討委員会 における取組の定期的な見直し

# いじめ対応フロー図

# 揖斐特別支援学校

